

# 決算委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	松村 祥史 (自民)	大野 泰正 (自民)	川田 龍平 (立憲)
理事	古賀 友一郎 (自民)	太田 房江 (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	羽生田 俊 (自民)	酒井 庸行 (自民)	羽田 次郎 (立憲)
理事	牧野 たかお (自民)	滝沢 求 (自民)	佐々木 さやか (公明)
理事	杉尾 秀哉 (立憲)	中川 雅治 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	宮崎 勝 (公明)	西田 昌司 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	芳賀 道也 (民主)	森 まさこ (自民)	梅村 みずほ (維新)
	足立 敏之 (自民)	山田 俊男 (自民)	柴田 巧 (維新)
	今井 絵理子 (自民)	小沼 巧 (立憲)	岩渕 友 (共産)
	宇都 隆史 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	武田 良介 (共産)

(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会における本委員会付託案件は、令和二年度決算外2件（第207回国会提出）、令和二年度予備費関係4件（第207回国会提出）である。

なお、令和二年度予備費関係4件は、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、令和二年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和二年度予備費関係4件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

### 〔令和二年度決算の審査〕

令和二年度決算外2件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出され、12月21日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和4年3月28日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、3月28日の委員会において、1月17日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和元年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)厚生労働省は、令和2年6月に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を公開したが、アプリ改修時の動作テストが不十分で、同年9月末から一部利用者に対して接触通知を配信できていなかったことに気付かず、3年2月になって事態を公表したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、アプリの不具合が発生したのがまさに感染拡大の時であり、利用者等からの指摘があったにもかかわらず、長い間放置していたことを重く受け止め、発注者としてシステムの開発や運用保守を実施するに当たって必要となる責任を自覚した上で、再発防止を含めた体制整備に万全を期すとともに、COCOAに関する情報を適時適切に提供してアプリの利用及び感染時の登録を促進し、感染拡大防止に役立てるべきである。</p>	<p>(1)新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）における不具合発生については、厚生労働省に設置した第三者による検討チームの報告書を踏まえ、関係省庁等と連携し、テスト環境整備や外部の指摘を把握・反映する体制の整備等の運用保守の強化を図っているところである。</p> <p>また、COCOAのインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性と診断された場合におけるCOCOAへの登録の必要性についての周知等を行っているところである。</p> <p>引き続き、COCOAを活用した感染拡大防止に取り組んでまいる所存である。</p>
<p>(2)内閣府の企業主導型保育事業により整備した25施設の病児保育室又は一時預かり室について、8施設で看護師等の確保ができないなどの理由により病児保育等を全く実施していなかったこと、3施設で病児保育等の実施を中止し再開する予定がないこと、また、補助事業者である公益財団法人児童育成協会が、助成申込書を審査する際に、実施体制等に係る計画の提出を求めず職員の確保等に係る審査を行っていなかったこと、病児保育室等の整備後において、利用実態を把握し必要に応じて指導を行う仕組みを整備していなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、補助事業者を通じて事業者に制度を十分に周知するとともに、病児保育の実施体制に係る計画等を審査の際に提出させるなどの改善を図り、整備された病児保育室等については、政府自身も</p>	<p>(2)企業主導型保育事業については、補助事業者から事業主体に対して各事業類型の実施要件等を十分に周知させるとともに、病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させるなど、補助事業者が適切に審査を行うことができる体制を整備したところである。</p> <p>また、補助事業者に対して、病児保育室等の利用実態を把握し、病児保育等を全く実施していないなどの事業主体を指導する仕組みを整備させたところである。</p> <p>引き続き、利用実態の把握に努め、適切に病児保育等が実施されるよう指導監督を行ってまいる所存である。</p>

<p>その利用実態を十分に把握し、適切な指導監査を行うべきである。</p>	
<p>(3)総務省の複数の幹部職員が、利害関係者との会食において、当該利害関係者から飲食費の負担や贈答品等を受けていたことなどが明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至った。当該幹部職員のうち総務審議官は、総務省の内部調査において、事実と異なる説明を繰り返し、追加の懲戒処分が行われた。また、自己の飲食に要する費用の負担が1万円を超える会食の際には倫理規程上の届出を行う必要があるにもかかわらず、総務省の幹部職員はその認識が欠如していたことも内部調査で明らかになった。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、利害関係者との不適切な会食等の実態や情報通信行政への影響の有無を調査するとともに、可能な範囲で公表し、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を講じるなど、公務に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。</p>	<p>(3)総務省幹部職員の利害関係者との不適切な会食等については、第三者のチェックのもと調査を行い、不適切な会食等の事実が確認されたため、処分等を行ったところである。</p> <p>また、情報通信行政への影響の有無についても、令和3年3月に情報通信行政検証委員会を立ち上げ、同委員会における検証・検討の結果を取りまとめの上、公表したところである。</p> <p>さらに、倫理に関する研修機会の増加、倫理法令に関する知識習得の徹底等の再発防止策を講じたところである。</p> <p>引き続き、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を通じて、公務に対する国民の信頼回復に努めてまいり所存である。</p>
<p>(4)株式会社東北新社は、平成29年1月に放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けたが、令和3年3月、同社は認定申請時及び認定時において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となった。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、外資規制違反という重大な瑕</p>	<p>(4)放送法に基づく外資規制違反事案については、令和3年6月から開催している検討会において、審査プロセスの検証について議論を行い、資料や議事概要を公表するとともに、基幹放送事業者等に求める資料の提出に関する制度を整備したほか、基幹放送事業者の認定に係る申請書類について外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式改正等を行ったところである。</p> <p>引き続き、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期してまいり所存である。</p>

<p>疵を看過したことを重く受け止め、今般の事態に係る審査プロセスを徹底的に検証するとともに、可能な範囲で公表した上で、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期すべきである。</p>	
<p>(5) 国立大学法人佐賀大学が平成24年度の運営費交付金を原資として措置した震災復興医療体制整備システムについて、佐賀大学及び九州地区の6国立大学法人の保有する医療データを佐賀大学で集積、分析し、災害時に効果的な薬剤配給等ができるよう支援を行うことなどを目的に運用することになっていたにもかかわらず、佐賀大学が参加大学と役割分担等について十分に合意形成を図らなかったなどのため、当該システムに医療データが取り込まれず、26年の納品以降全く利用されていなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、当該システムの活用状況について把握しておらず、システムの運用を佐賀大学が断念せざるを得なくなったことを重く受け止め、国立大学法人等が行う運営費交付金による新規事業について、予算の執行状況や事業の進捗状況を適時適切に確認し、必要に応じ指導するなど、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(5) 震災復興医療体制整備システムが全く利用されなかった事態については、佐賀大学に対して、原因を分析し、再発防止策を講じるよう求めたところである。また、国立大学法人等が行う運営費交付金による基盤的設備等整備の新規事業については、予算の執行状況や事業の進捗状況を定期的に確認するほか、予算措置時から大きな変更が生じるおそれがある場合には速やかに報告するよう、国立大学法人等に対して通知を発出したところである。</p> <p>引き続き、本通知の周知徹底や必要に応じた指導等により、国立大学法人等が行う事業の適切な実施に努めてまいり所存である。</p>
<p>(6) 日本年金機構は、事務処理誤りによる過払い年金が発生した場合の返還請求に係る事務を行っているが、事務処理の遅延等により過払い年金の一部又は全部について5年間の消滅時効期間を経過して返還請求が行えなくなった事案が多数発生していたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、年金事務所等において返還請求に係る事務処理の遅延が生じていたにもかかわらず、機構の本部において進捗管理を十分に行っていなかった事態を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに、事務処理誤りによる過払い年金の発</p>	<p>(6) 事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る不適切事案については、日本年金機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続及び具体的な方法を事務処理要領に明記し、年金事務所に周知徹底するよう通知を発出したところである。</p> <p>引き続き、日本年金機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務を適正に行うとともに、事務処理誤りを予防するための取組を進めるよう指導監督を徹底してまいり所存である。</p>

<p>生を予防するための取組を進めるよう指導監督を徹底すべきである。</p>	
<p>(7)東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）柏崎刈羽原子力発電所において、IDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の不適切事案が発生し、テロ対策に重大な不備があるとして、原子力規制委員会から特定核燃料物質の移動を禁じる是正措置命令が下されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、福島第一原子力発電所事故を引き起こした当事者である東京電力において、組織的な管理機能の低下や安全文化の劣化が問題となっていることを深刻に受け止め、東京電力が原子力規制委員会の検査に真摯に対応し、徹底的な根本原因の究明と管理機能の抜本的な対策を講じるよう厳しく指導すべきである。</p>	<p>(7)東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における不適切事案については、同社に対し、原子力規制委員会の監視の下、根本的な原因究明と抜本的な対策を講じるよう指導したところであり、同社は、原子力規制委員会に対して、本事案における原因分析、改善措置活動の計画等が示された報告書を提出し、再発防止策を実行しているところである。</p> <p>引き続き、同社に対して、原子力規制委員会による検査に真摯に対応し、第三者委員会の指導等を受けながら、原子力規制委員会の監視の下、再発の防止に万全を期すよう指導してまいる所存である。</p>
<p>(8)環境省は、平成27年度から再エネ発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給する水素ステーション（地域再エネ水素ステーション）の導入事業を実施していたが、会計検査院が19事業を検査したところ、17事業において、再エネ発電電力量により、水素の製造に必要な電力量（必要電力量）の全量相当分が賄われていなかった事態のみならず、そもそも必要電力量を明確に把握できていない技術的な課題があることも明らかとなり、同事業を廃止する事態となったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、制度設計に当たって当然行うべき技術的検証を怠ったことにより、このような事態を生じさせたことを重く受け止め、今後同様の事態を繰り返すことのないよう、検証と公表を行い、新たな事業を実施する際には事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(8) 地域再エネ水素ステーション導入事業の不適切な実施については、各補助対象者における消費電力量等の実績を踏まえた課題抽出を行い、製造元へのヒアリングや有識者検討会を踏まえて、地域再エネ水素ステーションの運営に必要な電力量を適切に把握するための技術的検証の結果を取りまとめ、公表したところである。</p> <p>今後、新たな事業を実施するにあたっては、事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に努めてまいる所存である。</p>

その後、5月16日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月13日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和二年度決算審査における質疑の主な項目は、物価の高騰を踏まえた財政政策等の在り方、新型コロナウイルス感染症対策の執行状況に係る検証の必要性、個人番号カードの普及等における取組の在り方、独立行政法人国際協力機構が管理する無償資金協力支払前資金の滞留を改善する必要性などである。

6月13日の質疑終局の後、委員長より、令和二年度決算についての6項目から成る内閣に対する警告案及び20項目から成る令和二年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和二年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①建設工事受注動態統計調査における二重計上について、②布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について、③経済産業省職員による給付金詐欺事件について、④建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について、⑤新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について、⑥T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達についてである。

次に、令和二年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付について、②警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策について、③デジタル庁における情報漏えい対策の徹底について、④個人番号（マイナンバー）カードの普及等における不十分な取組について、⑤技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について、⑥独立行政法人国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力支払前資金の滞留について、⑦国会開会中における予備費の適切な使用について、⑧予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について、⑨貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用について、⑩国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の不徹底な安全管理について、⑪旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について、⑫水道施設における耐震化対策等の進捗状況について、⑬雇用調整助成金等における不正受給等の発生について、⑭ひきこもり状態にある方への支援について、⑮日本年金機構による可搬型端末の不適切な調達等について、⑯農地情報公開システムの低調な利用状況等について、⑰農地耕作条件改善事業における農地集積目標の低調な達成状況等について、⑱持続化給付金事業における不透明な委託契約等について、⑲災害時の住民拠点サービスステーションの不適切な運営状況等について、⑳航空保安施設等の予備電源として保管している可搬形電源設備の不十分な耐震性についてである。

次に、令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

#### 〔令和二年度予備費の審査〕

令和二年度予備費関係4件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出された。令和4年

4月12日に衆議院から受領した後、5月13日に本委員会に付託され、5月16日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

5月16日に討論を行った後、採決の結果、令和二年度一般会計予備費2件については多数をもって、令和二年度特別会計予備費関係2件については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。

### 〔国政調査〕

令和4年4月6日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長から説明を聴取した。

また、6月13日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、予備費の使用等の状況についてである。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月28日(月) (第1回)

#### — 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和二年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、二之湯内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、金子総務大臣、金子農林水産大臣、野田内閣府特命担当大臣、古川法務大臣、後藤厚生労働大臣、松野内閣官房長官、山口環境大臣、小林内閣府特命担当大臣、大家財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

#### 〔質疑者〕

宮本周司君(自民)、※足立敏之君(自民)、※今井絵理子君(自民)、古賀之士君(立憲)、※塩村あやか君(立憲)、※杉尾秀哉君(立憲)、谷合正明君(公明)、※宮崎勝君(公明)、足立信也君(民主)、音喜多駿君(維新)、※柳ヶ瀬裕文君(維新)、田村智子君(共産)

#### ※関連質疑

- 令和二年度決算外2件に関し、令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和元年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年4月4日(月) (第2回)

#### — 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、復興庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について西銘国務大臣、二之湯国務大臣、山際国務大臣、若宮国務大臣、松野国務大臣、牧島国務大臣、小林内閣府特命担当大臣、磯崎内閣官房副長官、赤池内閣府副大臣、大家財務副大臣、三宅外務大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、穂坂環境大臣政務官、吉川経済産業大臣

政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、太田房江君（自民）、川田龍平君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、横山信一君（公明）、高瀬弘美君（公明）、田村まみ君（民主）、柴田巧君（維新）、梅村みずほ君（維新）、岩渕友君（共産）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年4月6日(水) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省及び環境省関係について山口環境大臣、金子総務大臣、中西総務副大臣、田畑総務副大臣、小林デジタル副大臣、渡辺国土交通副大臣、中川環境大臣政務官、穂坂環境大臣政務官、森田会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び同協会専務理事松坂千尋君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、小野田紀美君（自民）、小沼巧君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、若松謙維君（公明）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維新）、梅村みずほ君（維新）、武田良介君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

#### ○令和4年4月11日(月) (第4回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和二年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木国務大臣、萩生田経済産業大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行企画局長清水誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、古賀友一郎君（自民）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、芳賀道也君（民主）、梅村聡君（維新）、梅村みずほ君（維新）、岩渕友君（共産）

#### ○令和4年4月18日(月) (第5回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岸防衛大臣、林外務大臣、鈴木外務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君及び同機構理事植嶋卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、大野泰正君（自民）、羽田次郎君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、高橋光男君（公明）、安江伸夫君（公明）、芳賀道也君（民主）、石井苗子君（維新）、柴田巧君（維新）、武田良介君（共産）、山添拓君（共産）

#### ○令和4年4月25日(月) (第6回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について後藤厚生労働大臣、古川法務大臣、木村国土交通大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長山本修一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕



今井絵理子君（自民）、羽生田俊君（自民）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、塩田博昭君（公明）、芳賀道也君（民主）、東徹君（維新）、音喜多駿君（維新）、吉良よし子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和4年5月9日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について末松文部科学大臣、金子農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、酒井庸行君（自民）、川田龍平君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、熊野正士君（公明）、竹内真二君（公明）、秋野公造君（公明）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和4年5月16日（月）（第8回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度予備費関係4件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

- 令和二年度決算外2件及び予備費関係4件について後藤厚生労働大臣、古川法務大臣、斉藤国土交通大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、山口環境大臣、鈴木財務大臣、山際国務大臣、金子農林水産大臣、松野内閣官房長官、西銘内閣府特命担当大臣、二之湯内閣府特命担当大臣、野田内閣府特命担当大臣、金子総務大臣、政府参考人、参議院事務局当局、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事松坂浩史君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、豊田俊郎君（自民）、足立敏之君（自民）、川田龍平君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、宮崎勝君（公明）、平木大作君（公明）、竹内真二君（公

明)、芳賀道也君(民主)、鈴木宗男君(維新)、柴田巧君(維新)、吉良よし子君(共産)、小池晃君(共産)

(令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

(令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

(令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

## ○令和4年6月13日(月)(第9回)

### 一 締めくくり総括質疑 一

- 令和二年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、金子農林水産大臣、後藤厚生労働大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、末松文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、牧島デジタル大臣、野田内閣府特命担当大臣、古川法務大臣、森田会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、

令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書を議決し、令和2年度決算審査措置要求決議を行い、

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書をいづれも是認すべきものと議決した後、

鈴木財務大臣、金子総務大臣、古川法務大臣、林外務大臣、末松文部科学大臣、後藤厚生労働大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、岸防衛大臣、牧島デジタル大臣、二之湯国家公安委員会委員長及び野田内閣府特命担当大臣から発言があった。

[質疑者]

松村祥史君(委員長質疑)、進藤金日子君(自民)、※小野田紀美君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、※田名部匡代君(立憲)、里見隆治君(公明)、矢田わか子君(民主)、梅村みずほ君(維新)、大門実紀史君(共産) ※関連質疑

(令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維新、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和2年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維新、共産

(令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 民主、維新

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和4年6月15日(水) (第10回)

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。